

## 愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町内におけるニホンザル、ニホンジカ、イノシシ及び小型動物等による農作物への被害（以下「獣害」という。）を防除し、当該加害獣の個体数を減少させるため、防除柵又は電気柵を設置、ソーラー切替及び増設又は補修した者に対し、その費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防除柵」とは、野生動物の侵入を防止するための機能を有する次のいずれかのものをいう。
  - ア ワイヤーマッシュ柵
  - イ 金網柵
  - ウ ネット柵
  - エ アからウまでを複合した防護柵等
- (2) 「電気柵」とは、電流による電気刺激により、野生動物の侵入を防止するための機能を有する防護柵等をいう。
- (3) 「所有農地等」とは、自ら所有している農地又は利用権の設定等の法的な手続きにより借用している農地をいう。
- (4) 「準農家」とは、あいかわ準農家制度における、準農家認定者をいう。
- (5) 「設置」とは、所有農地等に防除柵又は電気柵を新たに設置することをいう。
- (6) 「ソーラー切替」とは、所有農地等に町の補助金を受けて設置した電気柵の電源を新たにソーラーバッテリー式に切り替えることをいう。
- (7) 「増設」とは、所有農地等に町の補助金を受けて設置した防除柵又は電気柵を拡張することをいう。
- (8) 「補修」とは、所有農地等に町の補助金を受けて設置した防除柵又は電気柵を補修することをいう。

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、当該各号に定める全ての要件を満たすものとする。

- (1) 単独設置
  - ア 町内において、所有農地等に防除柵又は電気柵を設置した者で、当該農地で防除柵又は電気柵を3年以上設置する旨の誓約書（第1号様式）を提出した者
  - イ 町税（国民健康保険税を含む。）に滞納のないこと（本町において課税がない場合を除く。）。
- (2) 集団設置
  - ア 2戸以上の複数人で、町内の隣接する複数筆の農地（以下「複数農地」という。）

に防除柵又は電気柵を設置した場合の代表者であること。

イ 町税(国民健康保険税を含む。)に滞納のないこと(本町において課税がない場合を除く。)

(3) 準農家

ア 愛川町農業委員会からあいかわ準農家として認められた者

イ 町内の使用貸借権を設定した農地において、防除柵又は電気柵を設置した場

ウ 町税(国民健康保険税を含む。)に滞納のないこと(本町において課税がない場合を除く。)

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額とする。

(1) 第3条第1号又は第3号に該当する者

ア 設置に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及び設置に要した費用の3分の2とする。ただし、100,000円を限度とする。

イ 増設に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及び増設に要した費用の3分の2とする。ただし、100,000円を限度とする。

ウ ソーラー切替に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及びソーラー切替に要した費用の3分の2とする。ただし、100,000円を限度とする。

エ 補修に対する補助 材料費及び補修に要した費用の2分の1とする。ただし、50,000円を限度とする。

(2) 第3条第2号に該当する者

ア 設置に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及び設置に要した費用の4分の3とする。ただし、200,000円を限度とする。

イ 増設に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及び増設に要した費用の4分の3とする。ただし、200,000円を限度とする。

ウ ソーラー切替に対する補助 材料費、維持管理に必要な機材及びソーラー切替に要した費用の4分の3とする。ただし、200,000円を限度とする。

エ 補修に対する補助 材料費及び補修に要した費用の2分の1とする。ただし、100,000円を限度とする。

2 前項各号の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請における添付文書)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金交付申請書(第2-1号様式又は第2-2号様式)により行わなければならない。

(1) 領収書又はこれに準ずる書類

(2) 設置位置図(ソーラー切替、増設又は補修の場合はその位置図)

(3) 設置写真(ソーラー切替、増設又は補修の場合はその前後の写真)

(4) あいかわ準農家認定申請審査結果通知書の写し(準農家に限る。)

(5) 町税等納付状況照会同意書(第3号様式)

(6) その他町長が必要と認める書類

(設置における補助金の交付申請期間等)

第6条 防除柵又は電気柵を設置した場合において、補助金の交付申請ができる期間は、当該防除柵又は電気柵を購入した日から1年以内とする。

2 前項に定める期間内において、補助金の交付申請の対象となる設置は、一筆の土地（複数の筆に跨いで設置している場合は設置している一団の土地）につき1回とする。  
（ソーラー切替、増設又は補修における補助金の交付申請期間等）

第7条 防除柵又は電気柵をソーラー切替、増設又は補修した場合において、補助金の交付申請ができる期間は、当該防除柵又は電気柵を購入した日から5年以内とする。

2 前項に定める期間内において、補助金の交付申請の対象となるソーラー切替、増設又は補修は、一筆の土地（複数の筆に跨いで設置している場合は設置している一団の土地）につき2回とする。

（交付の決定）

第8条 規則第5条の規定による補助金の交付を行うことを決定したときは、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付を行わないことを決定したときは、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金交付決定通知書を受けた申請者は、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出して補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（設置者等の義務）

第10条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて防除柵又は電気柵を設置、ソーラー切替、増設又は補修した者（以下「設置者等」という。）は、当該防除柵又は電気柵を適正に維持管理し、かつ、適切に使用し、事故のないように努めなければならない。

2 設置者等は、規則第10条の規定による実績報告を求められたときは、愛川町農作物獣害防除柵等設置費補助金実績報告書（第7号様式）により、町長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置者等に対して、補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。